国立大学法人東京学芸大学における特定調達契約相談担当者の職位及び事務の範囲に関する要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成26年2月20日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

国立大学法人東京学芸大学における特定調達契約相談担当者の職位及び事務の範囲に関する要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学における特定調達契約相談担当者の職位及び事務の範囲に関する要項（平成16年4月1日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における特定調達契約相談担当者の職位及び事務の範囲に関する要項の一部改正について

改正理由：政府調達協定の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（趣旨） 第1条　国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則第15条（平成16年細則第11号）の規定に基づき，本学における特定調達契約に関する苦情の処理に当たる職員の職位及び事務の範囲については，この要項の定めるところによる。 〔省略〕 附　則 この要項は，改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。	（趣旨） 第1条　国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則第14条（平成16年細則第11号）の規定に基づき，本学における特定調達契約に関する苦情の処理に当たる職員の職位及び事務の範囲については，この要項の定めるところによる。 〔省略〕